

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

1	工事名称	宮代町立給食センター空調設備設置工事
2	工事場所	宮代町金原524-2
3	工 期	契 約 確 定 日 から 令和 年 月 日
	現場施工期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
4	建物概要	現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

建 物 名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	消防法施行 令別表第一	備 考
①	RC造	2	889.53	(15)	
②					
③					
④					
⑤					

5 工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 工 事 種 目	①	②	③	④	⑤	屋外
● 空 気 調 和 設 備	一 式					
○ 換 気 設 備						
○ 排 煙 設 備						
● 自 動 制 御 設 備	一 式					
○ 衛 生 器 具 設 備						
○ 給 水 設 備						
○ 排 水 設 備						
○ 給 湯 設 備						
○ 消 火 設 備						
○ 厨 房 機 器 設 備						
○ ガ ス 設 備						

6 指定部分 ※無 ・有 対象部分： 工期：令和 年 月 日

- 7 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
- 1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、㊦現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期
工事完成后、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8 工事範囲 図示のとおり

- 9 機械設備工事概要
1. 空気調和設備機器の新設。
2. 同上工事に伴う配管及び制御設備の新設。
3. 同上工事に伴うダクト及び付属器具の新設。
4. 同上工事に空気調和機器の架台新設。
5. 空気調和機器架台取り付けに伴う構造物補強及び、ボードの撤去・新設は建築工事。
6. 空気調和機器への電源工事は電気工事。

- 10 同時期発注の関連工事
○建築工事 ○電気設備工事

II 工事仕様

- 1 共通仕様
- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、春日部市機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
なお、市営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

- 2 特記仕様
- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

	項 目	特 記 事 項																																																																
①	機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7Aパネル含有の有無を確認し7Aパネルを含む機材は、使用しないこと。 〔国等による環境物品等の調達の推進に関する法律〕（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。 ・置く ・置かない																																																																
2	電気保安技術者																																																																	
③	施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。 ・配管施工（配管工事） ・建築板金施工（風道制作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事） ・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付け）																																																																
4	技能士の適用	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定期的な使用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。																																																																
⑥	監督員事務所	本工事で ・設ける（規模 ） ※設けない																																																																
7	官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。																																																																
⑧	工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。																																																																
⑨	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない																																																																
● ⑩	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。																																																																
11	建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。																																																																
12	埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・山砂の類																																																																
13	再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に使用できる。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり11体体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。																																																																
⑭	発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は ※本工事 ・別途） (1) 引渡しを要するもの（ ） (2) 買取処分をするもの（ ） (3) 再生資源化を図るもの（ ・硬質塩化ビニル管 ・ ） (4) 特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。																																																																
⑮	容量等の表示	(1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。																																																																
16	配 管	(1) 地中埋設配管（排水管を除く） 1) 地中埋設標（コンクリート製） ※要（図示の箇所） ・不要 2) 地中埋設紙（キャッツアイ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・不要 3) 埋設表示テープ（2倍折込み） ※要 ・不要																																																																
⑰	耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平地震力 K_h 及び設計用鉛直震度 K_v 。（ $K_h/2$ ）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 <table><tr><th colspan="2">設計用水平震度</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2"></th><th colspan="2">特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="3">上層階 屋上及び塔屋</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td></td></tr><tr><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(2.0)</td><td>(1.5)</td><td></td></tr><tr><td><2.0></td><td><1.5></td><td><1.5></td><td>1.0</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td></td></tr><tr><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.5)</td><td>(1.0)</td><td></td></tr><tr><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">1階及び地下階</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td><td></td></tr><tr><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(1.0)</td><td>(0.6)</td><td></td></tr><tr><td><1.5></td><td><1.0></td><td><1.0></td><td><0.6></td><td></td></tr></table> (注)（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。 < >内の数値は水槽類に適用する。 ※上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階） 中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建の場合は無し） 重要機器は次のものを示す。 給水装置 排水装置 換気機器 空調機器 熱源機器 防災設備 監視制御設備 危険物貯蔵装置 火を使用する設備 避難経路上に設置する機器	設計用水平震度		耐震安全性の分類				設置場所		特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0		(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)		<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0		中間階	1.5	1.0	1.0	0.6		(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)		<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>		1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4		(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)		<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>	
設計用水平震度		耐震安全性の分類																																																																
設置場所		特定の施設		一般の施設																																																														
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																													
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0																																																														
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)																																																														
	<2.0>	<1.5>	<1.5>	1.0																																																														
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6																																																														
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)																																																														
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																														
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4																																																														
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)																																																														
	<1.5>	<1.0>	<1.0>	<0.6>																																																														
⑰-1	あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に1か所引張試験を実施すること。																																																																

⑱ 防露保温工事

標準仕様書第2編によるほか下記による。		
空気調和設備工事の保温の種別		
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
ド レ ン 管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・（ハ）・Ⅶ
蒸 気 管	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・（ロ）・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
冷水・冷温水管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅱ
	機械室、書庫、倉庫	B・（イ）・Ⅱ
温水管 （膨張管を含む。）	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・（イ）・Ⅱ
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	D・（イ）・Ⅱ
冷水・冷温水管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）	E3・（イ）・Ⅱ
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	
冷水・冷温水管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ハ）・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B・（ハ）・Ⅲ
温水管 （膨張管を含む。）	天井内、P S内及び空隙壁中	C1・（ロ）・Ⅲ
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	D・（ハ）・Ⅲ
冷水・冷温水管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）	E3・（ハ）・Ⅲ
	及び浴室、厨房内の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	
温水管 （膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ロ）・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B・（ロ）・Ⅰ
冷水・冷温水管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・（ロ）・Ⅰ
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	D・（ロ）・Ⅰ
温水管 （膨張管を含む。）	屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）	E3・（ロ）・Ⅰ
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	

- (注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。
屋内露出部 ※保温化耐力バー（※樹脂製 ・亜鉛メッキ銅板製 ・SUS製）
屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・SUSラッキング
・保温化耐力カバー（※樹脂製 ・亜鉛メッキ銅板製 ・SUS製）
2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替え、アルミガラス化紙原紙を使用する。
3. 機器類の保温材の種別は、（※グラスウール保温材 ・ロックウール保温材）とする。

ダクトの保温の種別		
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
長方形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・（ロ）・X I
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I・（ロ）・X I
円形ダクト	屋内露出（バルコニー、解放廊下を含む。）	K3・（ロ）・X I
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	
消音内貼り	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・（ロ）・X I
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・（ロ）・X I
消音内貼り	屋内露出（バルコニー、開放廊下を含む。）	P3・（ロ）・X I
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	
消音内貼り	サブライチャンバー	M・（ロ）・Ⅸ
	消音チャンバー・消音エルボ	L・（ロ）・Ⅶ

- (注) 1. 厨房ダクトの保温材は、管轄消防の規則を確認の上、選定すること。

給排水衛生設備工事の保温の種別		
区 分	施 工 箇 所	保 温 種 別
給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・（ハ）・Ⅶ
排水及び通気管	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・（ロ）・Ⅶ
	市営住宅P S内	c2・（ハ）・Ⅶ
給湯管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	—
	屋内露出（バルコニー、解放廊下を含む。）	e3・（ハ）・Ⅶ
排水及び通気管	及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	—
	屋内露出（一般居室、廊下）	—
給湯管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・（ロ）・Ⅶ
	市営住宅P S内	c2・（ハ）・Ⅶ
排水及び通気管	屋内露出（バルコニー、解放廊下を含む。）	—
	及び浴室、厨房等の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	—
給湯管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ロ）・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b・（ロ）・Ⅰ
排水及び通気管	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・（ロ）・Ⅰ
	市営住宅P S内	d・（ロ）・Ⅰ
給湯管 （膨張管、空気抜管、 膨張タンクからボ イラー等への補給 水管を含む。）	屋内露出（バルコニー、解放廊下を含む。）	e3・（ロ）・Ⅰ
	及び浴室、厨房内の多湿箇所 （厨房の天井内は含まない。）	

- (注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかり部は塗装を施す。
2. 排水管の管種が耐火二層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。
3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化紙原紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種別は、（※グラスウール ・ロックウール）とする。
5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・（ハ）・Ⅶとする。
6. 便所内露出SUS管及び流し内露出SUS管は保温を要しない。
7. 空調設備を要する便所（特別支援学校等）以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。

- ※屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚40mmの防露保温を行うこと。
・図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防露保温を行う。
※保温仕様は保温厚さを40mmとする。
・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。

- 露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。
また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。

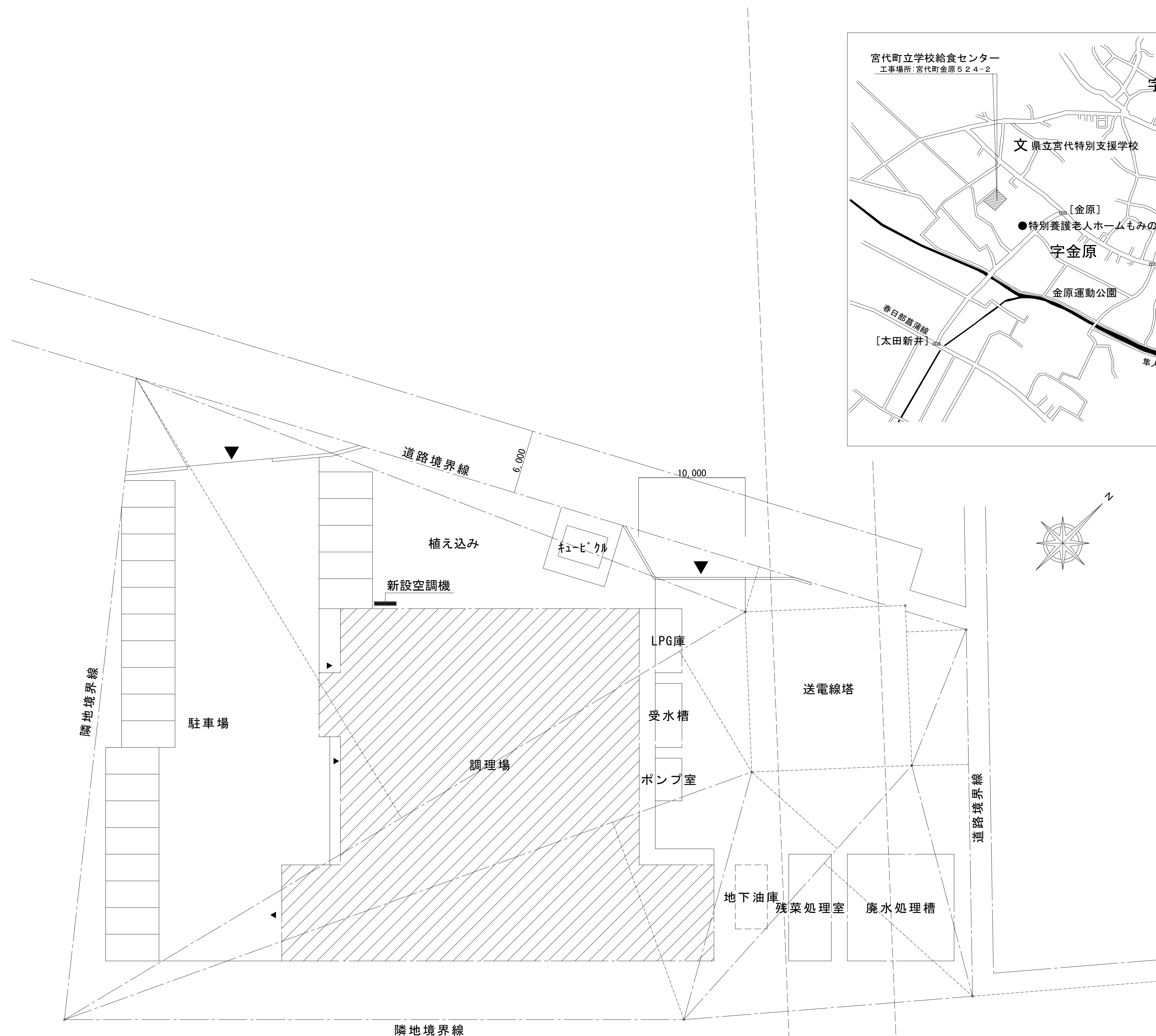
- 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。

⑳	はつり及びあと 施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所について×線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
23	管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面（舗装する部分では路盤材下面）から管の上端まで300mmとする。
24	既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
● 一般 共 通 事 項 特 記 事 項 ・ 続 き	25 絶縁継手の設置 ・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分 ※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ
26	他工事との 取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
27	施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
28	保 険	受注者は工事的物及び工事材料について工事完成期日後14日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
29	配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
⑳	壁落制止用器具 （フルハネス型）	※使用を要する 壁落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン による ・使用を要しない
⑳	誘導電動機	三相誘導電動機はJIS C 4213（IE3）トッランナーモーターとする。
⑳	施工計画書	※施工に先立ち、次の施工計画書を提出し監督員の承認を受ける。 ※総合施工計画書（工程・品質・安全・環境配慮・仮設計画等を含む） ※工種別施工計画書 ・共通工事 ・空気調和設備工事 ・自動制御設備工事 ・給排水衛生設備工事 ・ガス設備工事 ・さく井設備工事 ・浄化槽設備工事 ・昇降機設備工事 ・機械式駐車設備工事 ・医療ガス設備工事 ※その他監督員が必要と認めるもの
⑳	完成図書の納品	完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 市営住宅の完成図の提出部数は、A3二折折り2部とする。
⑳	そ の 他	工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 工事用図面 工事着手時原設計図 縮小製図（A3版 A3版以上の設計図はA3に縮小） ※要（ 部 ） ・不要
①	共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
②	改修部分の足場	本工事で単独に必要なとなる足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・枠組足場 ・ (2) 外部足場 ※A種（枠組足場） ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ※足場を設ける場合は、「[手すり先行工法等に関するガイドライン]について」（厚生労働省の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
③	既存部分養生・ 既存家具等養生	(1) 関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（2）による。） (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・合板 ・
4	備品等の移動	・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
● 改修 一 般 事 項 ・ 付 加 事 項	5 仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（2）による。） (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ・A種 ※B種 ・C種
6	撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
7	支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・再使用できる ※新品
⑧	あと施工アンカー の種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
9	フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラン・搬入 ・フロン再生後引き渡し ・未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
⑩	総 合 調 整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
11	既設基礎類の解体 はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
12	アスベスト事前 調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石棉障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。

宮代町立給食センター空調設備設置工事			機械設備 特記仕様書 1	
	SCALE	設計	製図	
			宮代町教育推進課	M-01

⑬ そ の 他	(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように精密に打合せを行うこと。 (3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せて設定すること。 (4) F F式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について F F式温風暖房機の一時的取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時的取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。	⑮ 空気熱源ヒートポンプ空調機	標準仕様書によるほか下記による。 (1) 圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御 (2) 冷媒 HFC（R410A、R32又はR407C） (注1) R410Aを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。 (注2) R32を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆鋼管は難燃性のものを使用すること。 (3) 埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。	11 騒音装置	トイレブースに設置する。 衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。	2 洗面器等の排水管 洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップする。 3 満水試験継手 3階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。 ※掃除口付きソケット ・満水試験用掃除口ソケット 4 樹の適用 別紙樹表による。																																																																
	① 設計温湿度		<table><tr><th colspan="4">外 気</th><th colspan="4">屋 内</th></tr><tr><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th><th>温度 (DB)</th><th>湿度 (RH)</th></tr><tr><td>夏 期</td><td>37.1℃</td><td>47.1%</td><td>28℃</td><td>9%</td><td>℃</td><td>℃</td><td>9%</td></tr><tr><td>冬 期</td><td>0.5℃</td><td>49.4%</td><td>20℃</td><td>9%</td><td>℃</td><td>℃</td><td>9%</td></tr></table> ※冷温風は作業員に直接作用するもので、作業室内の温度は考慮しない。		外 気				屋 内				温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	9%	℃	℃	9%	冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	9%	℃	℃	9%	② 総合試運転調整	※本工事 ・別途 風向調整 ※する ・しない 水量調整 ・する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない 室内外空気の温湿度の測定 ※する ・しない 室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない 初期運転状態の記録 ※する ・しない 工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ・する ・しない	1 長方形ダクト ※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	○ 給水設備	1 配管材料 配管材料は ※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。 <table><tr><th>施 工 箇 所</th><th>管 種 別</th></tr><tr><td>床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）</td><td>※SUS ・ポリブデン管</td></tr><tr><td>ウエット厨房、浴室等の湿潤シダー内配管</td><td>※SUS ・HIVP ・ポリブデン管</td></tr><tr><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS</td></tr><tr><td>地中埋設部（水道直結部分）</td><td>・HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）</td></tr><tr><td>上水配管</td><td>地中埋設部（一般部分） ・水道配水用ポリエチレン管（PE） ※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・</td></tr><tr><td>市営住宅 住戸内</td><td>※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法） ・架橋ポリエチレン管</td></tr><tr><td>便所天井内、PS内（注5）</td><td>※高密度ポリエチレン管（32A以上） ※ポリブテン管（10mm保温付）</td></tr><tr><td>便所空腔壁内又は衛生器具等接続管</td><td>※ポリブテン管</td></tr><tr><td>その他の部分</td><td>※SUS ・HIVP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）</td><td>※SUS ・HIVP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>湿潤シダー内配管</td><td>※SUS ・HIVP ・ポリブテン管</td></tr><tr><td>保温をしない屋外露出部</td><td>※SUS</td></tr><tr><td>地中埋設部（一般部分）</td><td>※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE） ・</td></tr><tr><td>中水配管</td><td>便所天井内、PS内（注5） ※高密度ポリエチレン管（32A以上） 便所天井内 ※ポリブテン管（10mm保温付） 便所空腔壁内又は衛生器具等接続管 ※ポリブテン管 その他の部分 ※SUS ・HIVP ・ポリブテン管</td></tr></table>	施 工 箇 所	管 種 別	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	※SUS ・ポリブデン管	ウエット厨房、浴室等の湿潤シダー内配管	※SUS ・HIVP ・ポリブデン管	保温をしない屋外露出部	※SUS	地中埋設部（水道直結部分）	・HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）	上水配管	地中埋設部（一般部分） ・水道配水用ポリエチレン管（PE） ※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・	市営住宅 住戸内	※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法） ・架橋ポリエチレン管	便所天井内、PS内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上） ※ポリブテン管（10mm保温付）	便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管	その他の部分	※SUS ・HIVP ・ポリブテン管	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	※SUS ・HIVP ・ポリブテン管	湿潤シダー内配管	※SUS ・HIVP ・ポリブテン管	保温をしない屋外露出部	※SUS	地中埋設部（一般部分）	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE） ・	中水配管
外 気				屋 内																																																																		
温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)																																																															
夏 期	37.1℃	47.1%	28℃	9%	℃	℃	9%																																																															
冬 期	0.5℃	49.4%	20℃	9%	℃	℃	9%																																																															
施 工 箇 所	管 種 別																																																																					
床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	※SUS ・ポリブデン管																																																																					
ウエット厨房、浴室等の湿潤シダー内配管	※SUS ・HIVP ・ポリブデン管																																																																					
保温をしない屋外露出部	※SUS																																																																					
地中埋設部（水道直結部分）	・HIVP ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE）																																																																					
上水配管	地中埋設部（一般部分） ・水道配水用ポリエチレン管（PE） ※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・																																																																					
市営住宅 住戸内	※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法） ・架橋ポリエチレン管																																																																					
便所天井内、PS内（注5）	※高密度ポリエチレン管（32A以上） ※ポリブテン管（10mm保温付）																																																																					
便所空腔壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管																																																																					
その他の部分	※SUS ・HIVP ・ポリブテン管																																																																					
床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	※SUS ・HIVP ・ポリブテン管																																																																					
湿潤シダー内配管	※SUS ・HIVP ・ポリブテン管																																																																					
保温をしない屋外露出部	※SUS																																																																					
地中埋設部（一般部分）	※HIVP ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（PE） ・																																																																					
中水配管	便所天井内、PS内（注5） ※高密度ポリエチレン管（32A以上） 便所天井内 ※ポリブテン管（10mm保温付） 便所空腔壁内又は衛生器具等接続管 ※ポリブテン管 その他の部分 ※SUS ・HIVP ・ポリブテン管																																																																					
3 煙 道	(1) 鉄板厚 (※3.2mm ・4.5mm)) (2) はい煙道計 ※設ける ・設けない (3) はいじん量測定口 ※設ける（測定口は80φとする） ・設けない	5 ダンパー (1) 防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ビストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	6 多湿箇所の排気ダクト (1) 排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（VU）（防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管）を使用できる。 ※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） ・ (2) 水抜き管は（※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ）の排気ダクトには設ける	2 一体形タンク	(注) 1. SUSとは、JIS G 3448 またはJWWA G 115 に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部（・圧縮 ・ゲブワ1A ※拡管）便所・廊下流し廻り露出配管（※拡管）とする。 2. ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。 3. 飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、順接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。 4. 建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用例を設ける。 5. 口径25Aにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。 6. 高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂（PE100）を採用し、管と継手を電気溶着にて接合するものをいう。 7. 地中埋設部（水道直結部分）は水道事業者の指示による。 8. 樹脂管には熱伸縮による破壊を防止する措置を講ずること。 9. 住戸内は、さや管ヘッダー配管システムとする。	○ ガス設備	1 配管材料 都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はPE管を原則とする。 液化石油ガス 一般配管 ※合成樹脂被覆鋼管 ・SGP（白） 地中埋設 ※ガス用PE管 ・																																																															
4 煙 突	※別途 ・本工事	7 保 温 下記のダクトの保温を行う。 ※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト 仕様はN ・（ロ）・XIとする。 保温施工範囲は、給気用OAダクトは全て、また、排気用EAダクトは外壁より1mの部分とする。 ※（※厨房 ・湯沸室 ・ ）用の隠蔽ぺい部ダクト（仕様はh ・（イ） ・IXとし範囲は図示による）	8 試運転調整 風量調整 ・する ※しない 風量測定 ※する ※しない 騒音の測定 ・する ※しない		3 水 栓 ※給湯用水栓を除き大きさの呼び13の水栓は、節水コマとする。 ・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマとする。	2 漏洩検知装置 漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。	2 配管材料 都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はPE管を原則とする。 液化石油ガス 一般配管 ※合成樹脂被覆鋼管 ・SGP（白） 地中埋設 ※ガス用PE管 ・																																																															
5 長方形ダクト	※低圧ダクト（亜鉛鉄板製） 長辺の長さ1500mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法 ・アングルフランジ工法 それ以外の部分 ※アングルフランジ工法 ・高圧1ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧2ダクト（亜鉛鉄板製） ・ステンレス製ダクト（・A区分 ※B区分） ・塩ビ製ダクト（・A区分 ※B区分）	1 ダ ク ト ※亜鉛鉄板 ・	2 排煙口の形式 ※天井取付（・スリット形 ※スイング形） ・壁取付（・スリット形 ・スイング形）	3 排煙口手動開放装置 開放及び復帰方式 ※ワイヤー式 ・電気式（遠隔操作 ・不要 ・要）	3 液化石油ガスの供給権	ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。																																																																
6 円形ダクト	※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（VU） ・換気用耐火二層管（大臣認定品） ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無） (注) 1 使用区分は図示による。	3 排煙口手動開放装置 開放及び復帰方式 ※ワイヤー式 ・電気式（遠隔操作 ・不要 ・要）	4 排煙風量測定 建築設備定期検査業務基準書（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。	4 量 水 器	3 水 栓 柱	○ 厨房設備	1 厨房機器の固定 原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。																																																															
7 風量測定口	取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。 送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンパーの分岐ダクト	4 排煙風量測定 建築設備定期検査業務基準書	⑪ 配管材料 (1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ (3) プライン管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆鋼管 (保温mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上） (5) ドレン管（屋外） ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VP ドレン管（屋内） ※保温機能付空調用ドレン管（IAOYAGI'レバI'相当品） ・耐火二層管VP（FDPS-1） ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VP (消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ 還 管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管（黒） Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ (注) 樹脂管には熱伸縮による破壊を防止する措置を講ずること。				1 本管取出し 水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。	2 シंक用水栓 ※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓																																																														
8 チャンパー	(1) 内貼りを施すチャンパーの表示方法は外法を示す。 (2) ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサブライチャンパー、レタンチャンパ及びダクト系で消音内貼りしたチャンパーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。 ・300×300 ・300×500 ※400×600 ・550×750 (3) 外壁に面するガ拉里に直接取り付けけるチャンパー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。	1 中央監視制御装置 ・有り ※無し	② 構成・機能 図示による	6 弁 類	7 水 栓 柱	3 安全装置の機能の適用 標準仕様書第5編 1・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。																																																																
9 吹出口及び吸込口ボックス	※亜鉛鉄板製 ・ガラスウール製	2 構成・機能 図示による	③ 電気計装用機材 使用する電線及びケーブルは、原則としてEM電線またはEMケーブルとする。屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。天井内隠ぺい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。	6 弁 類	7 水 栓 柱	舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書																																																																
10 ダンパー	(1) 防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ） 定格入力DC24V、0.7A以下 (2) ビストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）	1 小便器用節水装置 JIS B 2026（自動水栓）による電気開閉式とし、小便器（※一体形・分離形）とする。	2 バリアフリー対応 ・小便器 ※全部ストール形 ・一部ストール形 手すり（・本工事 ※別途工事） ・洗面器 ※自動水栓（・全部 ※一部） ・レバー式水栓（一部） ・シャワー ※サーモスタット式 ・ミキシング式 ※スライドバー ・フック ※止水機能付節水形シャワーヘッド ・鏡 ※600×800（耐食鏡） ・傾斜鏡（・照明無 ・照明付）	6 弁 類	7 水 栓 柱	第1条 この特記仕様書は、春日部市機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。 第2条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3 ・中間処理施設 市 地内、（株） ・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず） ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）																																																																
⑪ 配管材料	(1) 冷温水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ (2) 冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ (3) プライン管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ (4) 冷媒管 ※断熱材被覆鋼管 (保温mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上） (5) ドレン管（屋外） ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VP ドレン管（屋内） ※保温機能付空調用ドレン管（IAOYAGI'レバI'相当品） ・耐火二層管VP（FDPS-1） ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管VP (消防協議事項： ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧1mを超える配管には使用しない。 (6) 油管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ (7) 蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ 還 管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管（黒） Sch40 ・ステンレス鋼管 (8) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・ (注) 樹脂管には熱伸縮による破壊を防止する措置を講ずること。	3 衛生器具付風水栓 (1) 器具付風止水栓は ※ドライバー式 ・ハンドル式 (2) 水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。	4 自動水栓類の電源 ※AC100V ・乾電池等 ・自己発電	6 弁 類	7 水 栓 柱	第2条 受注者は、別の中間処理施設の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。 第3条 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 第4条 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。 第5条 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。																																																																
12 弁 類	規格はJIS又はJVとし、指定なきものは5K、それ以外は図示及び共通仕様書による。また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。	4 自動水栓類の電源 ※AC100V ・乾電池等 ・自己発電	5 暖房便座 (1) JIS A 4422（温水洗浄便座）とする。 (2) 機能種別 ※温水洗浄 ※脱臭 ・温風乾燥 ・トイレ室内暖房 (3) 温水洗浄加熱方式 ※瞬間式 ・貯湯式 (4) 使用流体は、飲料用水道水とする。 (5) リモコン ・AC100V ・乾電池等 ※自己発電	6 弁 類	7 水 栓 柱	第3条 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。 第4条 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。 第5条 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。																																																																
13 温 度 計	取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※ダクト接続形空気調和機のサブライチャンパー、レタンダクト、 外気取入ダクト及びレタンチャンパー	5 暖房便座 (1) JIS A 4422（温水洗浄便座）とする。 (2) 機能種別 ※温水洗浄 ※脱臭 ・温風乾燥 ・トイレ室内暖房 (3) 温水洗浄加熱方式 ※瞬間式 ・貯湯式 (4) 使用流体は、飲料用水道水とする。 (5) リモコン ・AC100V ・乾電池等 ※自己発電	6 大便器洗浄弁・洗浄用タンク 器具表又は下記の場合を除き、※節水Ⅰ型・節水Ⅱ型とする。 ・洗浄弁操作方式は、※手動式・電気開閉式（※センサー式・タッチスイッチ式） ・上階階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。	6 弁 類	7 水 栓 柱	第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 第5条 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。																																																																
14 圧 力 計	※冷温水ヘッダー（往）及び各巡回管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・ 取付部は下記による。 ※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共） ※空気調和機の冷温水管（出入口共） ※冷温水ヘッダー（往）及び各巡回管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・	6 大便器洗浄弁・洗浄用タンク 器具表又は下記の場合を除き、※節水Ⅰ型・節水Ⅱ型とする。 ・洗浄弁操作方式は、※手動式・電気開閉式（※センサー式・タッチスイッチ式） ・上階階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。	7 掃除流し ※共栓なしとする。 ・共栓付とする。	6 弁 類	7 水 栓 柱	第5条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。 第6条 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。																																																																
15 瞬間流量計	瞬間流量計はビトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※1個 ・ 個）付属とする。 ・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形 ・ 着脱形）を設ける。 ・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形 ・ 着脱形）を設ける。	7 掃除流し ※共栓なしとする。 ・共栓付とする。	8 排水器具用㊦継手 ※使用できる ・使用できない	6 弁 類	7 水 栓 柱	第6条 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。																																																																
16 油面制御装置	※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形 ・ 着脱形）を設ける。 制御盤には（※給油ポンプ制御 ※減減油警報 ・過隔警報 ・電磁弁制御 ・返油ポンプ制御 ）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。	8 排水器具用㊦継手 ※使用できる ・使用できない	9 標 記 板 大便器、小便器の洗浄用水に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。	6 弁 類	7 水 栓 柱	第7条 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。																																																																
17 冷却塔	※直交流式 ・向流型 ※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動フロー装置 ・ 補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。	9 標 記 板 大便器、小便器の洗浄用水に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。	10 水せつけん入れ せつけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗器に設ける。	6 弁 類	7 水 栓 柱																																																																	

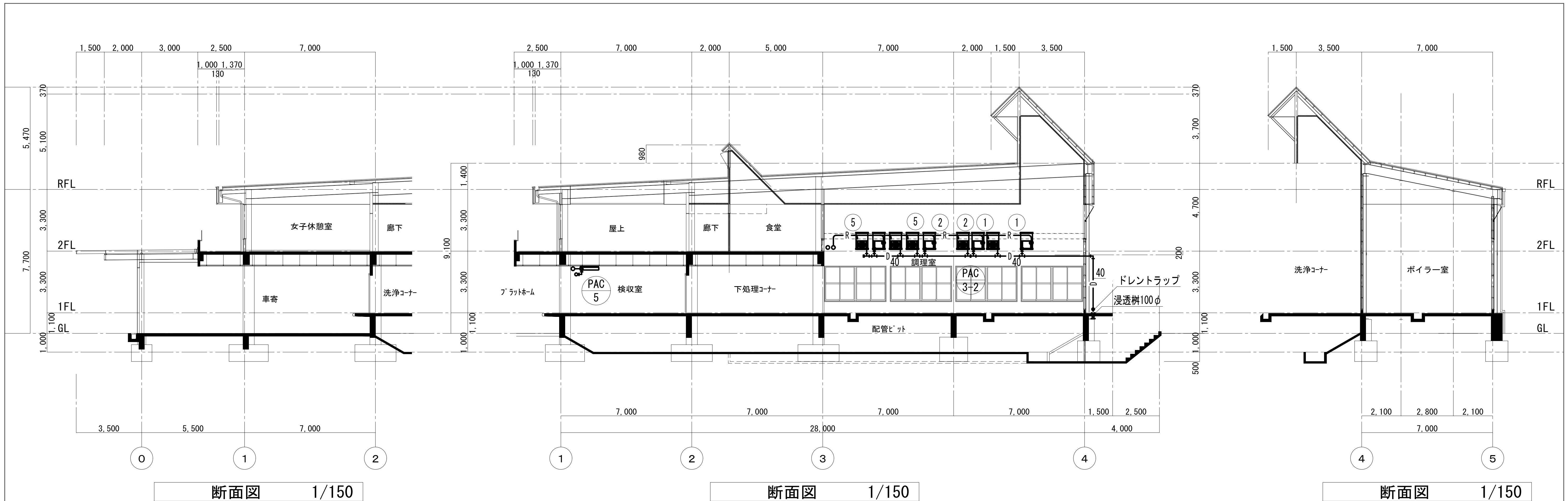
		宮代町立給食センター空調設備設置工事		機械設備 特記仕様書 2		
	SCALE	設計	製図	宮代町教育推進課		M-02



	学校給食センター調理場空調設備設置工事			案内図・配置図	
	SCALE	1/300	設計	製図	
	宮代町教育推進課				M-03

空 調 設 備 機 器 表

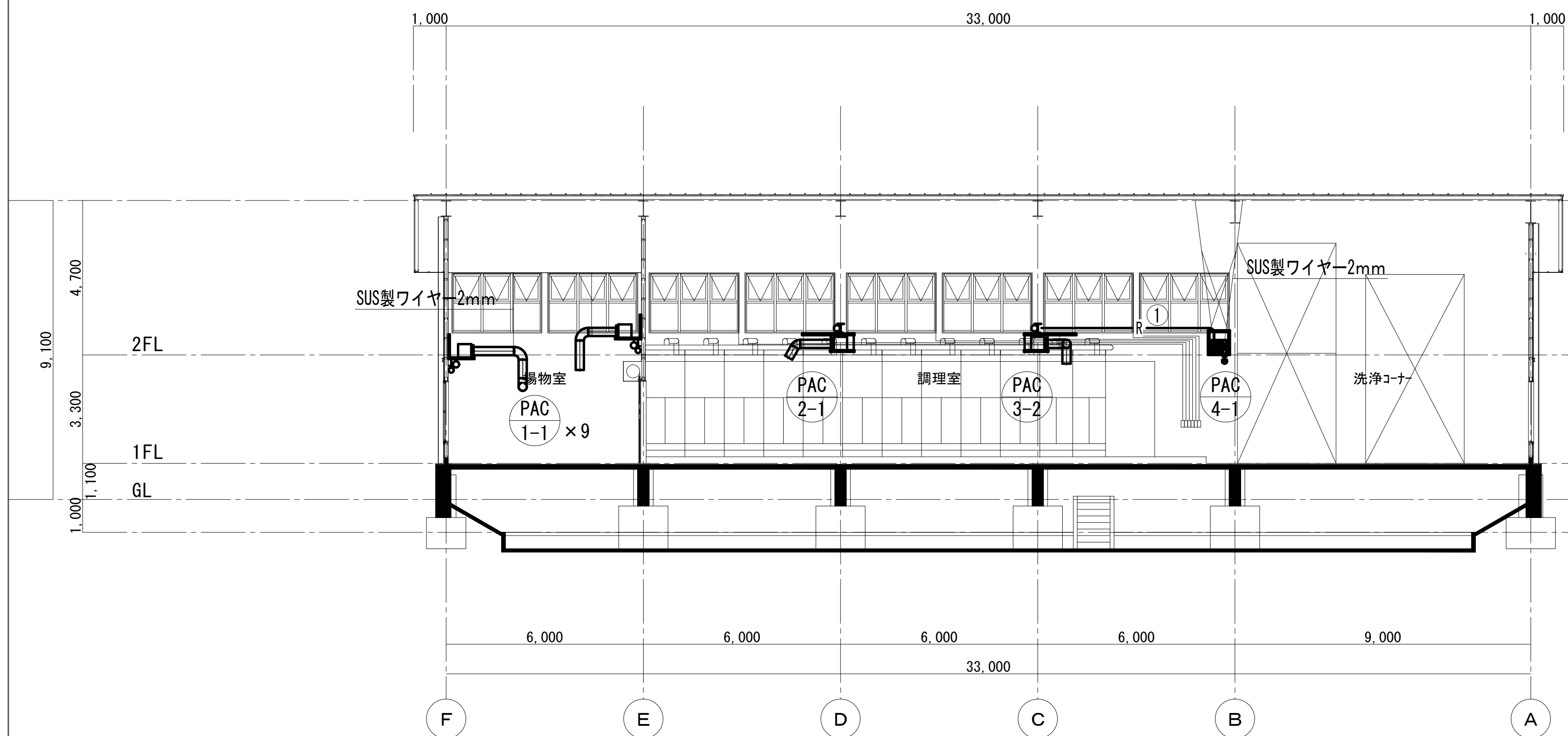
記号	機器名称	台数	仕 様		電 気 仕 様			設置場所	備 考
					φ	V	k w (w)		
PAC-1	空冷ヒートポンプ	1	形 式	ビル用マルチ室外機	3	200	6. 91	屋外	室外機；コンクリート基礎新設
	マルチ室外機		能 力	冷房能力 28. 0Kw/h 暖房能力 31. 5Kw/ h		ファン	0. 27×2		ダイキンREGA280A
			付 属 品	標準付属品 質量271Kg		消費電力	7. 69/7. 70		
PAC-1-1	マルチ室内機	9	形 式	天吊形 スポットエアコン 長距離タイプ	1	200	(79)	揚物・焼物室	ダイキンFSXYA28AA
			能 力	冷房能力 2. 8Kw/h 暖房能力 3. 2Kw/ h		消費電力	(90/90)		
			付 属 品	リモコン×1、吹出口アダプター、整流板、標準付属品					
				オイルミストフィルター 壁掛け架台 質量28Kg					
PAC-2	空冷ヒートポンプ	1	形 式	ビル用マルチ室外機	3	200	7. 92	屋外	室外機；コンクリート基礎新設
	マルチ室外機		能 力	冷房能力 33. 5Kw/h 暖房能力 37. 5Kw/ h		ファン	0. 27×2		ダイキンREGA335A
			付 属 品	標準付属品 質量273Kg		消費電力	8. 80/9. 63		
PAC-2-1	マルチ室内機	1 2	形 式	スポットエアコン 長距離タイプ	1	200	(79)	調理室	ダイキンFSXYA28AA
			能 力	冷房能力 2. 8Kw/h 暖房能力 3. 2Kw/ h		消費電力	(90/90)		
			付 属 品	リモコン×1、吹出口アダプター、整流板、標準付属品					
				オイルミストフィルター 壁掛け架台 質量28Kg					
PAC-3	空冷ヒートポンプ	1	形 式	ビル用マルチ室外機	3	200	12. 5	屋外	室外機；コンクリート基礎新設
	マルチ室外機		能 力	冷房能力 33. 5Kw/h 暖房能力 37. 5Kw/ h		ファン	0. 27×2		ダイキンREGA335A
			付 属 品	標準付属品 質量273Kg		消費電力	8. 80/9. 63		
PAC-3-1	マルチ室内機	2	形 式	スポットエアコン 長距離タイプ	1	200	(79)	調理室	ダイキンFSXYA28AA
			能 力	冷房能力 2. 8Kw/h 暖房能力 3. 2Kw/ h		消費電力	(90/90)		
			付 属 品	リモコン×1、吹出口アダプター、整流板、標準付属品					
				オイルミストフィルター 鉄骨梁用吊り架台 質量28Kg					
PAC-3-2	マルチ室内機	9	形 式	スポットエアコン 長距離タイプ	1	200	(79)	調理室	ダイキンFSXYA28AA
			能 力	冷房能力 2. 8Kw/h 暖房能力 3. 2Kw/ h		消費電力	(90/90)		
			付 属 品	吹出口アダプター、整流板、標準付属品					
				オイルミストフィルター 鉄骨梁用吊り架台 質量28Kg					
PAC-4	空冷ヒートポンプ	1	形 式	ビル用マルチ室外機	3	200	12. 5	屋外	室外機；コンクリート基礎新設
	マルチ室外機		能 力	冷房能力 33. 5Kw/h 暖房能力 37. 5Kw/ h		ファン	0. 27×2		ダイキンREGA335A
			付 属 品	標準付属品 質量273Kg		消費電力	8. 80/9. 63		
PAC-4-1	マルチ室内機	1 2	形 式	スポットエアコン 長距離タイプ	1	200	(79)	洗浄コーナー	ダイキンFSXYA28AA
			能 力	冷房能力 2. 8Kw/h 暖房能力 3. 2Kw/ h		消費電力	(90/90)		
			付 属 品	リモコン×1、吹出口アダプター、整流板、標準付属品					
				オイルミストフィルター 壁掛け架台 質量28Kg					
	延長ホース	2 4	形 式	250φ×1. 0m ダクト用吊りバンド					
	延長ホース	1 0	形 式	250φ×2. 0m ダクト用吊りバンド					
PAC-3	空冷ヒートポンプ	1	形 式	天吊形 ペアタイプ	3	200	1. 07	検収室	室外機；既製品壁掛け架台
	エアコン		能 力	冷房能力 5. 0Kw/h 暖房能力 5. 6Kw/ h		外	(50)		ダイキンSSRH56D (N) T
			付 属 品	リモコン、標準付属品		内	(60)		
						消費電力	(1. 39/1. 38)		
PAC-3	空冷ヒートポンプ	1	形 式	天吊形 ペアタイプ	3	200	0. 59	倉 庫	室外機；既製品壁掛け架台
	エアコン		能 力	冷房能力 3. 6Kw/h 暖房能力 4. 0Kw/ h		外	(50)		ダイキンSSRH40D (N) T
			付 属 品	リモコン、標準付属品		内	(60)		
						消費電力	(0. 85/0. 90)		



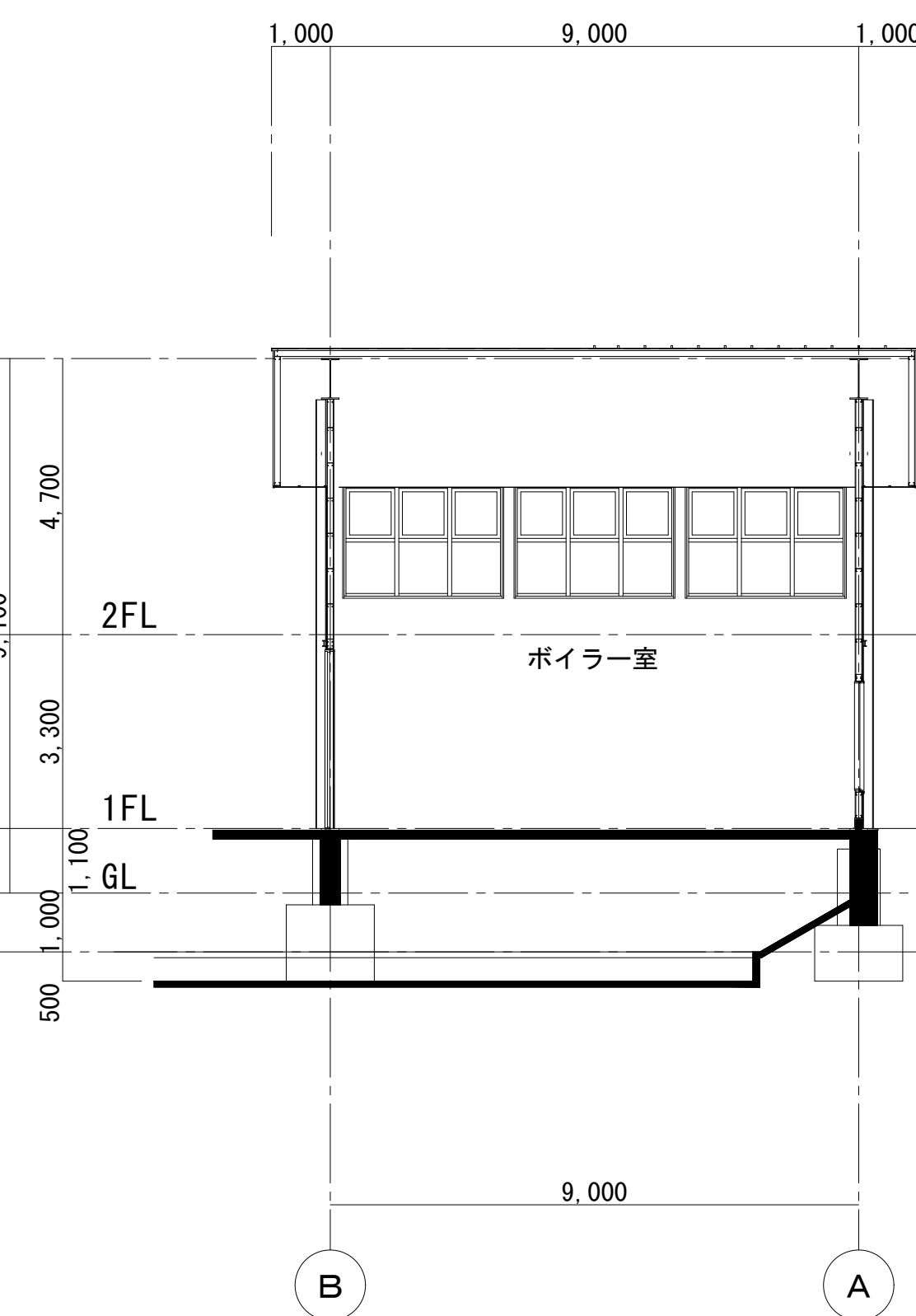
断面図 1/150

断面図 1/150

断面図 1/150

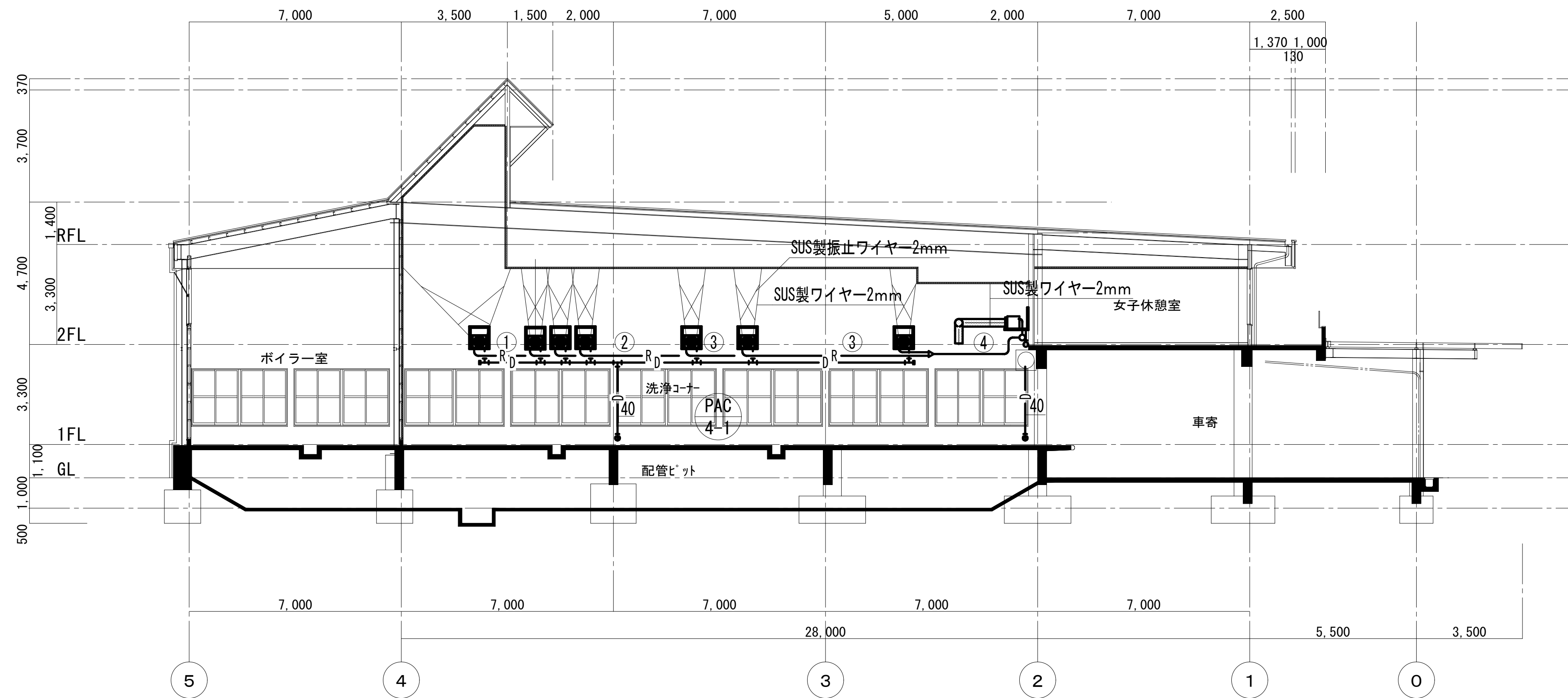


断面図 1/150

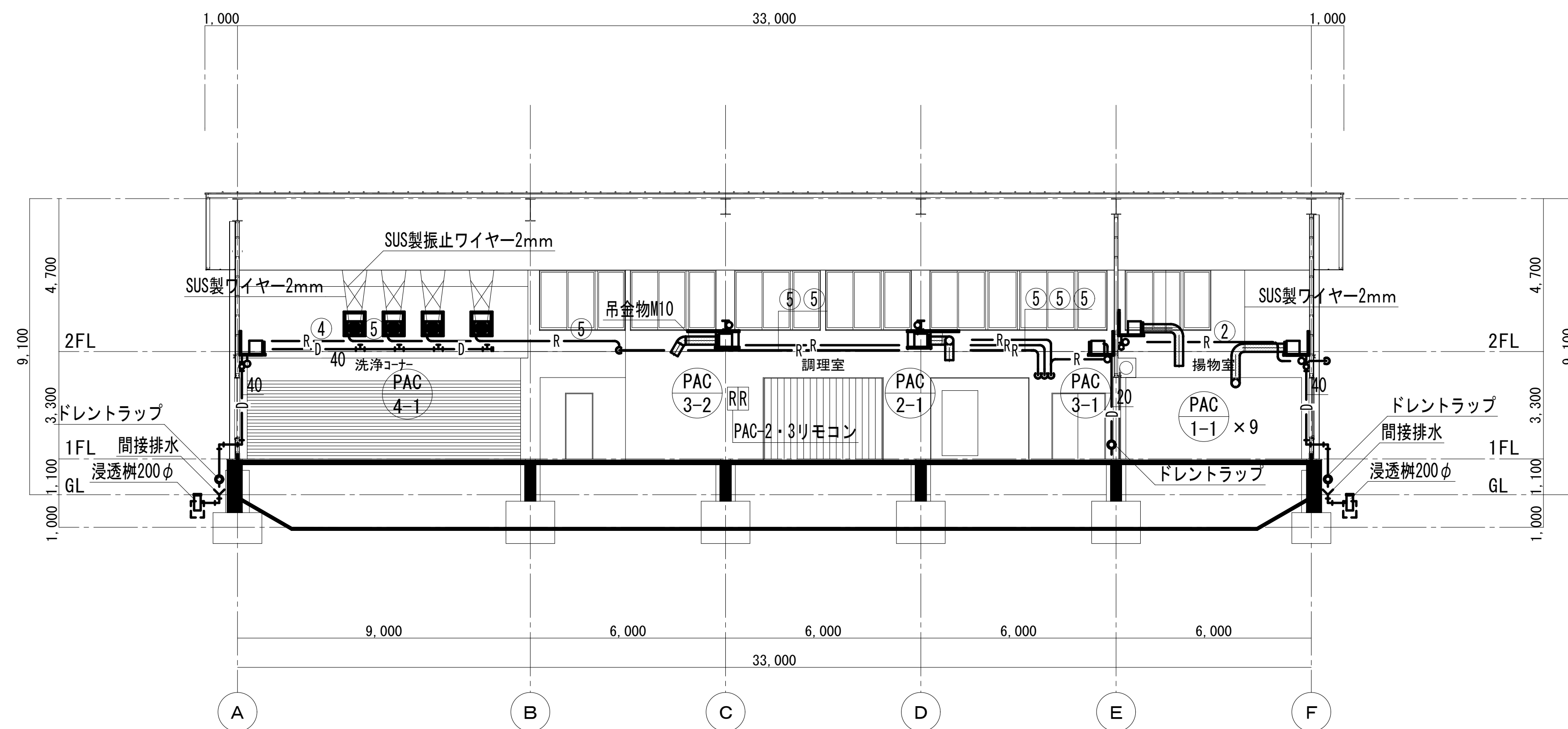


断面図 1/150

宮代町立給食センター空調設備設置工事		空調配管・ダクト設備 展開図 1		M-08
SCALE	A2 1/150	設計	製図	
		宮代町教育推進課		

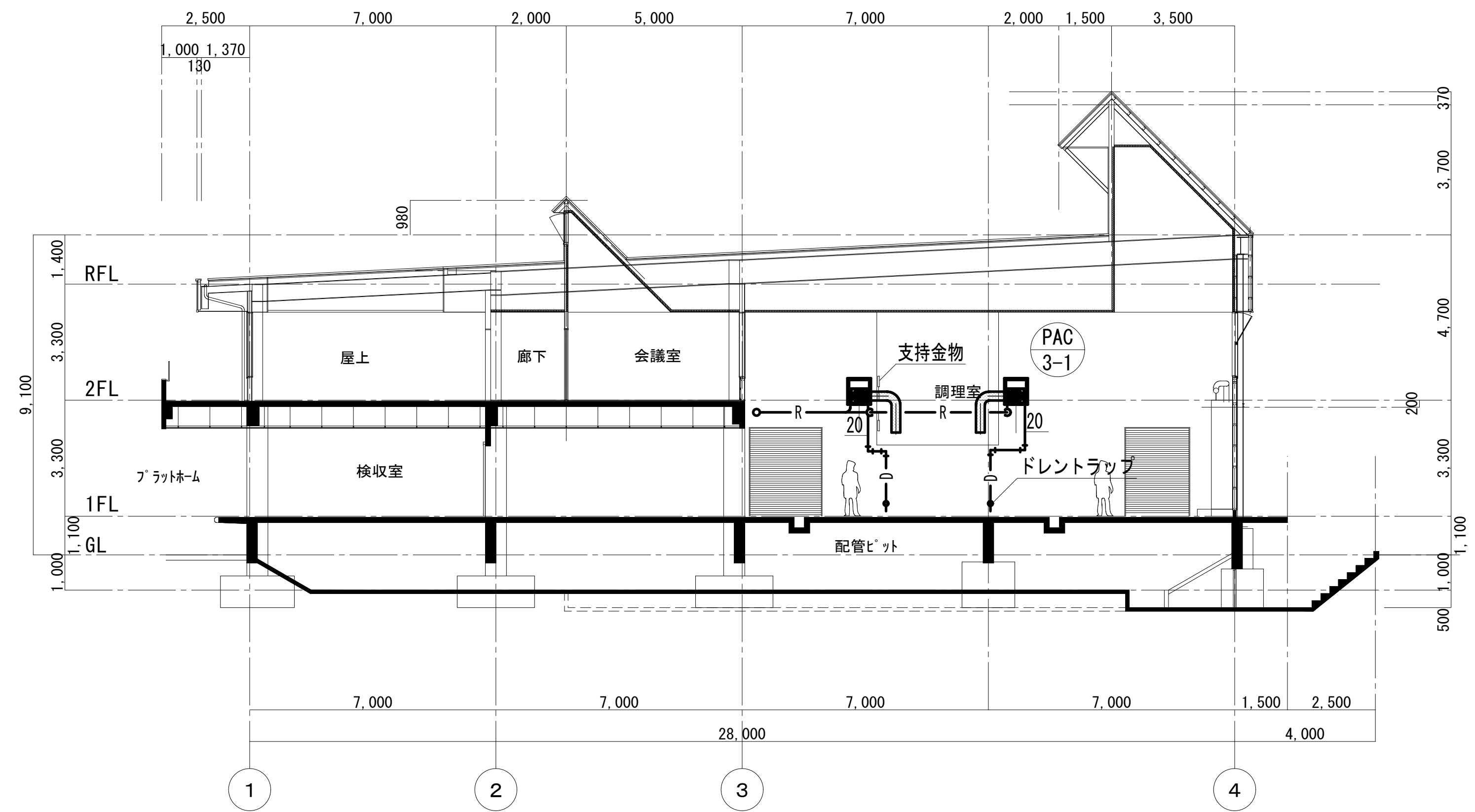


南側展開図 1/150

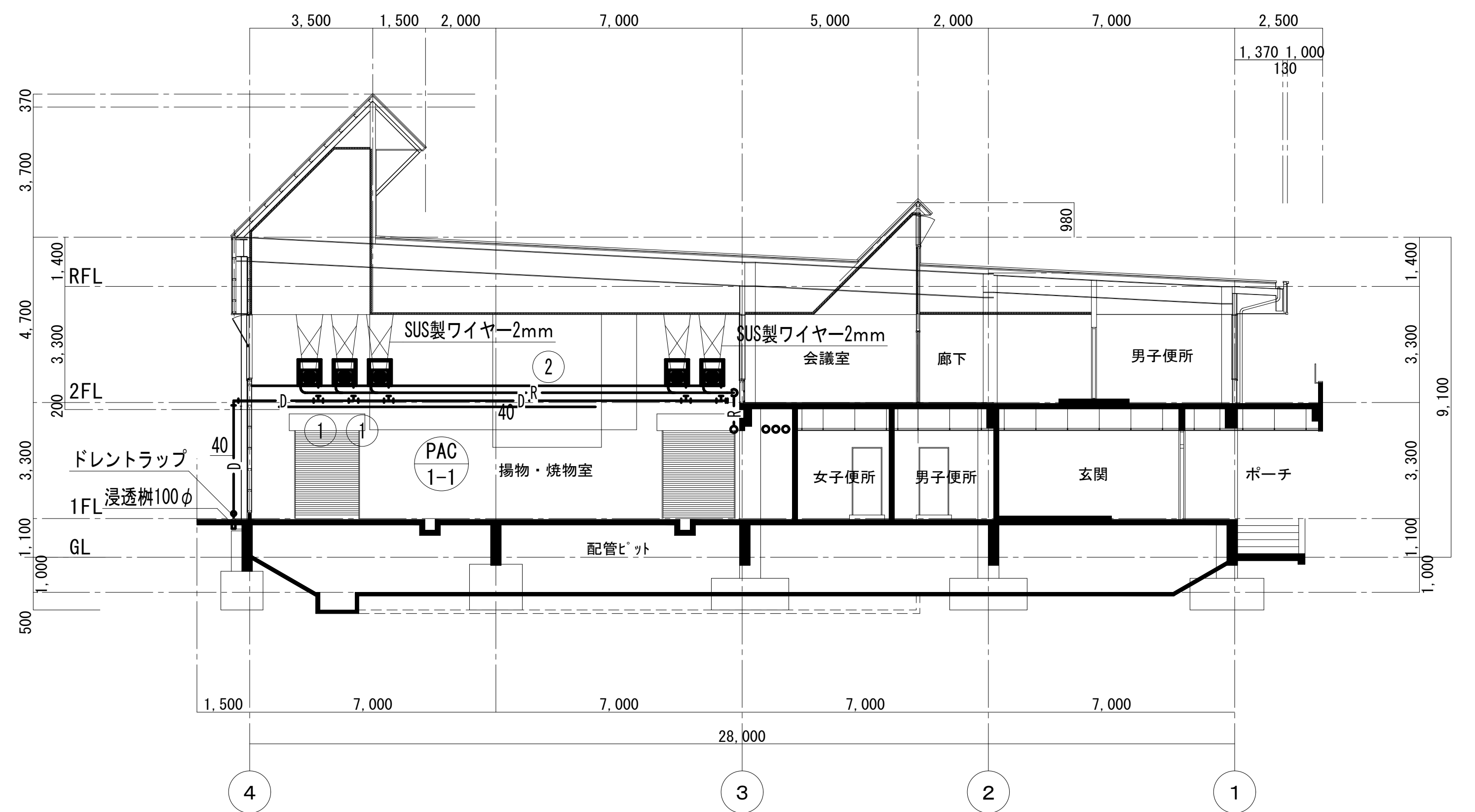


西側展開図 1/150

宮代町立給食センター空調設備設置工事				空調配管・ダクト設備 展開図 2	
SCALE A2 1/150		設計	製図	宮代町教育推進課	
				M-09	

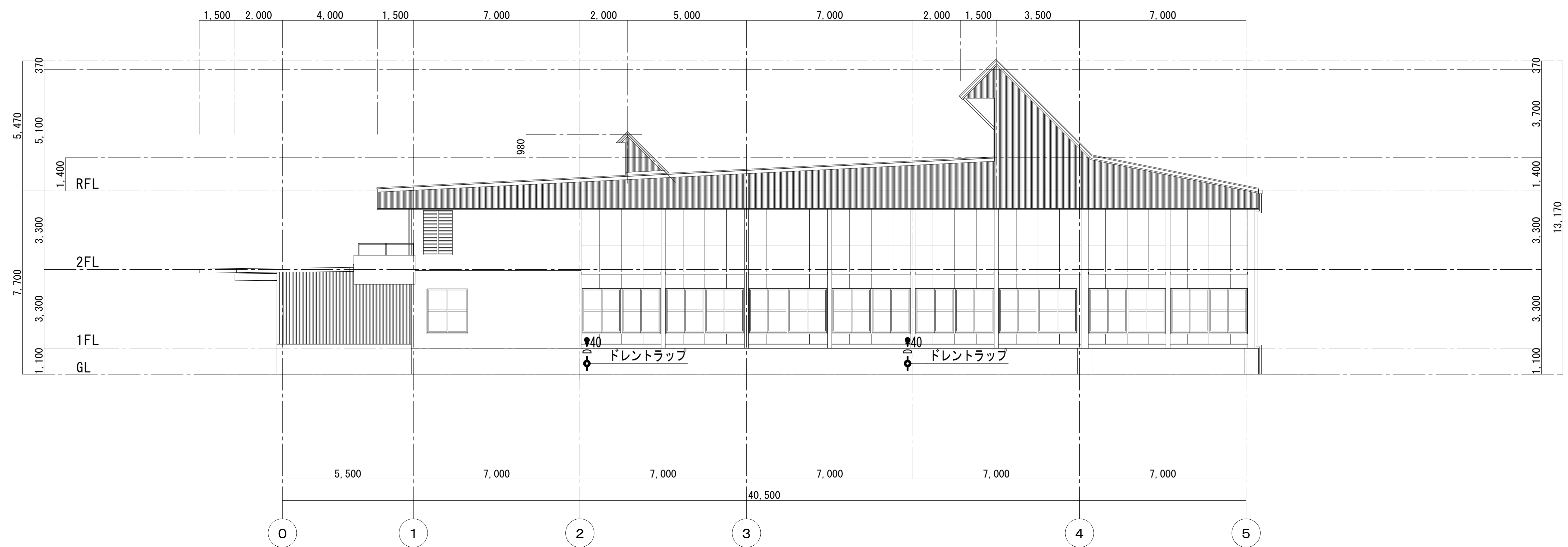


断面図 1/150

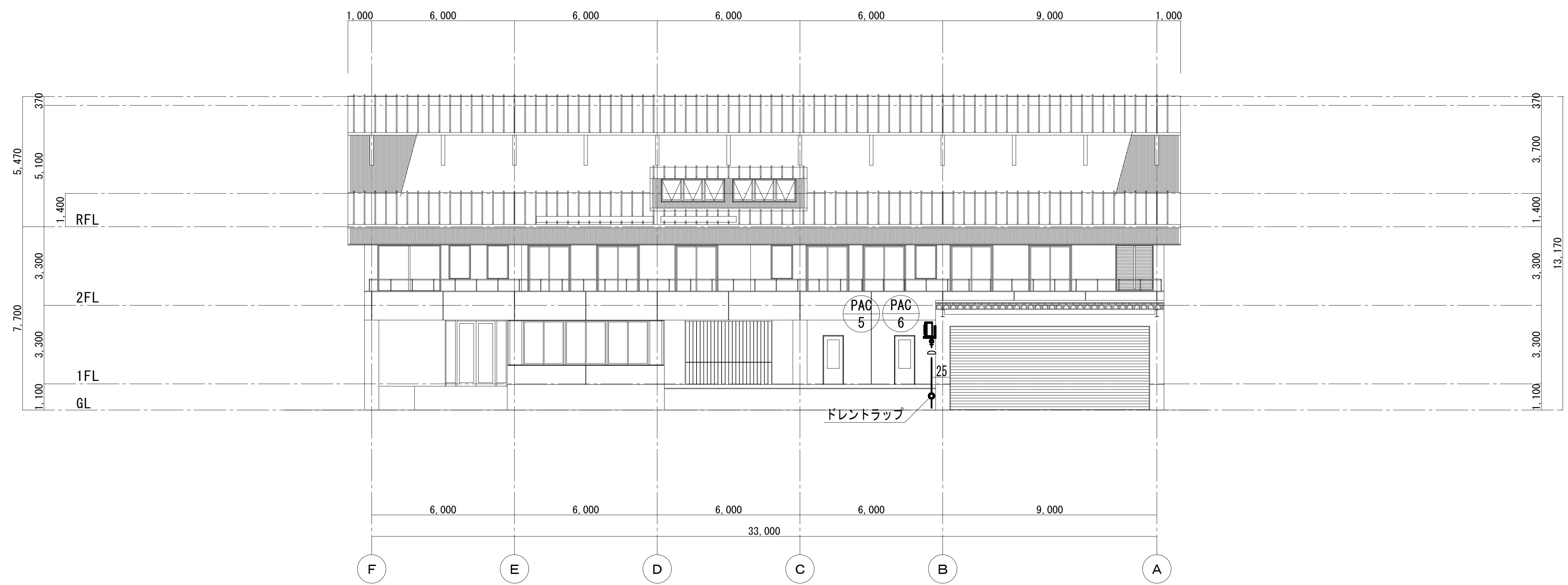


断面図 1/150

宮代町立給食センター空調設備設置工事				空調配管・ダクト設備 展開図 3		
SCALE	A2	1/150	設計	製図	宮代町教育推進課	M-10

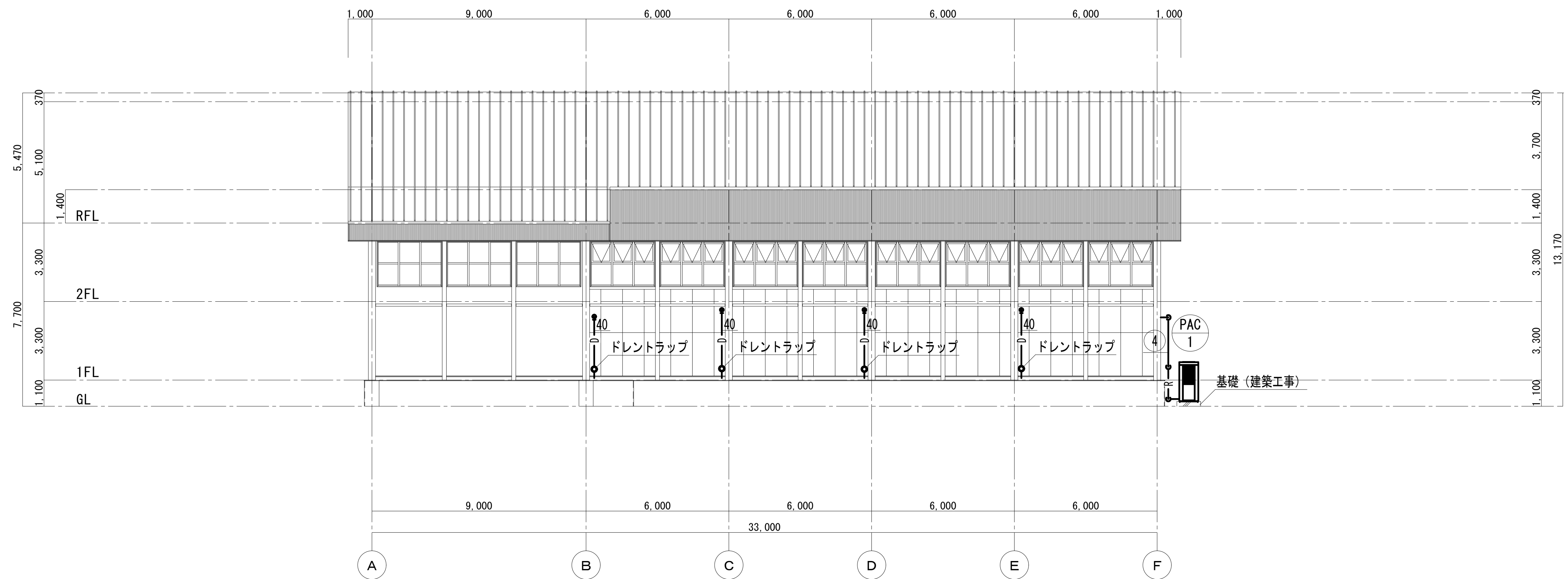


東 立面図 1/150

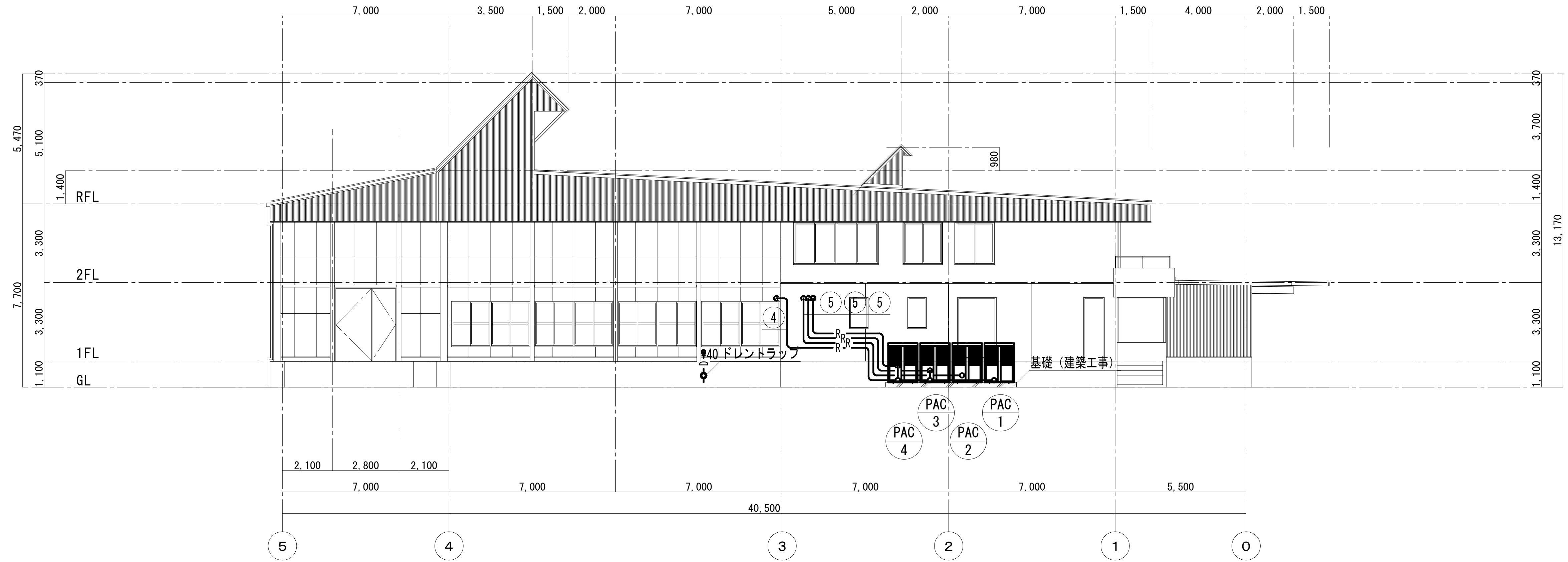


南 立面図 1/150

		宮代町立給食センター空調設備設置工事		空調配管設備 立面図 1	
		SCALE A2 1/150	設計	製図	
		宮代町教育推進課			M-11



北 立面図 1/150



西 立面図 1/150

		宮代町立給食センター空調設備設置工事		空調配管設備 立面図 2		
SCALE		A2 1/150	設計	製図	宮代町教育推進課	
						M-12

